附属書第〇六〇三・一四号の次に次の一号を加える。

○六〇三・一五	ゆり（リリウム属のもの）

附属書第〇六・〇四項中

「○六〇四・一〇	こけ及び地衣
○六〇四・九一	その他のもの 生鮮のもの
○六〇四・九九」	その他のもの

を

「

○六〇四・二〇	生鮮のもの
○六〇四・九〇	その他のもの

」に改める。

附属書第〇七・〇九項中

「○七〇九・一〇	その他のもの

を

「

○七〇九・九一	アーティチョーク
○七〇九・九二	オリーブ
○七〇九・九三	かぼちや類（ククルビタ属のもの）
○七〇九・九九	その他のもの

」に改める。

附属書第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

○七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）
○七一三・三五	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）

附属書第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

○七一三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン）

附属書第〇七一四・二〇号の次に次の三号を加える。

○七一四・三〇	ヤム芋（ディオスコレア属のもの）
○七一四・四〇	さといも（コロカシア属のもの）
○七一四・五〇	アメリカさといも（クサントソマ属のもの）

附属書第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。

○八〇一・一二	内果皮付きのもの

を

「

○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）
○八〇二・五〇	ピスタチオナット
○八〇二・六〇	マカダミアナット

」に改める。

附属書第〇八・〇二項中

「

○八〇二・四一	殻付きのもの
○八〇二・四二	殻を除いたもの
○八〇二・五一	殻付きのもの
○八〇二・五二	殻を除いたもの
○八〇二・六一	殻付きのもの
○八〇二・六二	殻を除いたもの
○八〇二・七〇	コーラナット（コラ属のもの）
○八〇二・八〇	びんろう子

」に改める。

附属書第〇八・〇三項を次のように改める。

○八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇三・一〇	プランテイン
○八〇三・九〇	その他のもの

附属書第〇八・〇八項を次のように改める。

○八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
○八〇八・一〇	りんご
○八〇八・三〇	梨
○八〇八・四〇	マルメロ

附属書第〇八・〇九項中

「○八〇九・一〇	さくらんぼ

を

「

○八〇九・二一	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）
○八〇九・二九	その他のもの

」に改める。

附属書第〇八一〇・二〇号の次に次の一号を加える。

○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

附属書第〇八一〇・四〇号中「バキニウム属」を「ヴァキニウム属」に改め、同附属書第〇八一〇・六〇号の次に次の一号を加える。

○八一〇・七〇	柿

附属書第〇九・〇四項中

「○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）

を

「

○九〇四・二一	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○九〇四・二二	乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）
○九〇四・二三	破砕し又は粉砕したもの

」に改める。

附属書第〇九・〇五項を次のように改める。

○九・〇五	バニラ豆
○九〇五・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
○九〇五・二〇	破砕し又は粉砕したもの

附属書第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

○九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）
○九〇七・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
○九〇七・二〇	破砕し又は粉砕したもの